

旭川市防災基本条例を制定しました

～平成27年4月1日施行～

旭川市防災基本条例制定の背景と目的

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとして、想定をはるかに超える自然災害が各地で数多く発生しており、平成25年の災害対策基本法の一部改正では、「減災」を目的とする平素からの防災への取組の強化として「防災対策の基本理念の明確化」や「市や住民等の責務」などについて見直されました。

このことから、防災対策の基本理念を定め、市民、事業者及び自主防災組織等（以下「市民等」といいます。）並びに市の責務を明らかにするとともに、災害予防、応急対策及び復旧に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちの実現を図ることを目的とし、本条例を制定しました。

防災対策の基本理念

防災対策は、自助、共助、公助の理念を基本として、市民等と市がそれぞれの責務に応じ、連携を図りながら相互に協力することにより、着実に実施されなければならないとしています。

市民等と市の責務

○自助 ～ 市民や事業者が自らの安全を自らで守る。

- ・食料品や飲料水を目安として3日分備蓄しましょう。
- ・避難所や避難場所の位置などを確認しましょう。
- ・家具などの転倒防止をしましょう。
- ・初期消火、応急手当などを行えるようにしましょう。



○共助 ～ 市民等が地域においてお互いに助け合う。

- ・自主防災組織等による、地域における防災対策を進めましょう。
- ・地域において、防災訓練、防災研修を行いましょ。
- ・避難が必要な場合、避難に支援が必要な方への配慮や避難の呼びかけを行うなど、相互に助け合いましょ。



○公助 ～ 市や防災関係機関が実施する対策

- ・防災に関する計画の策定や体制の整備
- ・防災意識の高揚などの啓発活動
- ・災害に強いまちづくりの推進 など

旭川市防災基本条例につきましては、旭川市ホームページ

URL：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/320/328001/382001/d053893.html> に掲載しています。

【担当】旭川市東光27条8丁目総合防災センター3階 防災安全部 防災課

電話番号：0166-33-9969 FAX：0166-33-9936